太洋物産株式会社

2026年11月24日

各　位

会社名　　太洋物産株式会社
代表者名　　代表取締役社長　　松島 伸介
（コード番号：9941　東証スタンダード）

問合せ先　　総務部　部長　　井坂 勇登
電話：03-5946-8000

当社及び子会社の商号の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年11月13日に公表いたしました「会社分割による持株会社体制への移行及び子会社（分割準備会社）の設立に関するお知らせ」のとおり、当社は持株会社体制への移行の準備を現在進めておりますが、当社の商号を2027年４月１日付（予定）で「太洋Xホールディングス株式会社」に変更することを含む、定款の一部変更を本日開催の取締役会において承認いたしましたので、2026年12月24日開催の当社定時株主総会に付議する予定です。

また、持株会社体制への移行のため設立予定の子会社（太洋物産準備株式会社）の商号変更につきましても、本日開催の当社取締役会にて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、子会社の商号変更は、2027年４月１日開催予定の分割準備会社の株主総会にて決議予定です。

記

Ⅰ．当社の商号の変更

１．商号の変更の理由

2027年４月１日（予定）をもって当社グループは持株会社体制へ移行するため、2026年12月24日開催の当社第86期定時株主総会において「定款の一部変更の件」が承認されることを条件に、当社の商号を「太洋Xホールディングス株式会社」に変更いたします。

２．新商号

太洋Xホールディングス株式会社　（英文表記：TAIYO X HOLDINGS LTD,）
（読み方：タイヨウエックスホールディングスカブシキカイシャ）

３．変更予定日

2027年４月１日

Ⅱ．子会社の商号の変更

１．商号の変更の理由

前述の当社商号の変更に合わせて、設立予定の当社子会社（太洋物産準備株式会社）の商号を「太洋物産株式会社」に変更するものであります。

２．新商号

太洋物産株式会社（英文表記：TAIYO BUSSAN KAISHA, LTD.）

（読み方：タイヨウブッサンカブシキカイシャ）

３．当該子会社の概要

(1)	現商号	太洋物産準備株式会社
(2)	所在地	東京都新宿区市谷砂土原町三丁目 5 番地
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役　松島伸介
(4)	事業内容	食品・農産品・化学品・機械部品等の輸出入・売買・仲介
(5)	資本金	30 百万円
(6)	設立年月日	2026 年 11 月 27 日（予定）

４．変更予定日

2027 年４月１日

Ⅲ．定款の一部変更

１.定款一部変更の目的

持株会社体制への移行に際して、2027 年４月１日（予定）をもって当社の商号を「太洋 X ホールディングス株式会社」に変更するものであります。

また、事業目的については、これまでの事業会社から持株会社へ経営組織を変更するにあたり経営管理等を追加し、当社グループの現状に即した事業内容に対応するためのものであります。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

現行定款	変更案
（商号） 第１条　当会社は、太洋物産株式会社と称し、英文では ＴＡＩＹＯ ＢＵＳＳＡＮ ＫＡＩＳＨＡ，ＬＴＤ. と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、太洋Xホールディングス株式会社と称し、英文では ＴＡＩＹＯ Ｘ ＨＯＬＤＩＮＧＳ ＬＴＤ, と表示する。
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １ 下記商品の貿易業、売買業、問屋業、仲立業及び代理業 （１）米、麦類及び米麦粉、蕎麦、豆類、雑穀、澱粉、油脂類、製油原料、菜種等子類、種苗、野菜、果実、茶葉、食肉、魚介藻、葉たばこ及び製造たばこ類、その他の農畜産物、水産物 （２）油粕、肥料、飼料及びそれらの原料 （３）砂糖、壜缶詰類、酒類、醤油、乾物、そ	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １ 他の会社の株式又は持分の取得、保有及び管理、並びにこれに伴う経営管理活動 （（１）から（16）まで削除）

の他の食料飲料 （４）調味料、香辛料、甘味料等食品添加物、塩、食用油、乳製品 （５）家畜、家禽等動物、各種ペット、花卉、植木等植物 （６） 鉄鋼、特殊鋼、非鉄金属及びそれらの製品、鉱産物、セメント （７）石炭、天然ガス、石油、その他の燃料及び石油製品 （８） 繊維原料、糸、織物、衣服等の繊維製品、毛皮、皮革及び皮革製品 （９）天然ゴム、木材、パルプ、紙類 (10) 船舶、車輌、航空機及び部品、計測器、金属加工機械、電気、電子機械、電 子部品、記録媒体、通信機器、家庭用・産業用電気機械器具、産業用ロボ ット、建設等産業機械、運輸運搬機械、食品加工及び調理機械器具、金物 (11) 化学工業薬品、農業薬品、火薬、毒物、劇物薬、医薬品、医薬部外品、漢方薬、染料、顔料、装身具、日用品雑貨、古物 (12) ビタミン、カルシウム、アミノ酸、クエン酸、ロイヤルゼリー、プロポリス、 植物繊維、酵母等を主成分とした健康補助食品 (13) 家具、什器備品、文房具、出版物、印刷物及び映像物 (14) 各種スポーツ用品、遊戯具及びその部品 (15) 防犯・防火・防災・医療・救急に関する用品、用具、機器及びシステム (16) 貴金属、宝石、美術工芸品 ２ 前号に関連する製造加工業 ３ 飲食業ならびにそれらの事業を営む子会社の経営管理 ４ 農林水産業及び畜産業 ５ 倉庫業、陸上輸送業、海上輸送業、航空輸送業、運送取扱業及び運送代理業 ６ 工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハウ、システム技術、コンピュータソフトウエア、コンテンツの取得、企画、制作、賃貸、販売、運用及び請負業 ７ オフィス・オートメーション機器の企画、開発、製造、販売、設置工事及び保守管理業 ８ 情報の収集・処理及び提供、その他の情報サービス業及び放送事業	２ 前号に付帯又は関連する一切の事業 （３項から21項まで削除）

９有価証券の売買、金銭の貸付、債務の保証・引受、債権の売買及びその他の金融業 10　商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資売買業及び商品投資顧 問業 11　スポーツ施設、工業技能教育施設、医療施設、介護施設、薬局、飲食店の経営、旅館業及び旅行業 12 各種イベントの企画及び運営 13 労働者派遣事業 14 発電機、蓄電池の販売、電力の売買、発電及び電気の供給 15 土木、建設工事の設計監理及び請負業 16 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理業 17 総合リース業及びその仲介業 18　損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 19 前各号に関連する顧客の仲介、斡旋業務 20　前各号に関連する調査、企画、研究、開発、検査、分析及びコンサルティング業 21 前各号に付帯する一切の業務	
附則 第１条　　＜条文省略＞ 第２条　　＜条文省略＞ ＜新　　設＞	附則 第１条　　＜現行どおり＞ 第２条　　＜現行どおり＞ 第３条　　定款第１条（商号）及び第２条（目的）の規定の変更は、2027年４月１日にその効力を生ずるものとする。なお、本条は、上記の効力発生日経過後これを削除する。

３．日程

定款変更のための定時株主総会	2026 年 12 月 24 日（予定）
定款変更の効力発生日	2027 年４月１日（予定）

以　上